

令和7年教育委員会第12回臨時会会議録

開会日時 令和7年11月21日 午前 10時00分
閉会日時 同 上 午前 11時53分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂
同職務代理者 久保 洋子
委員 壱内 明
委員 谷部 憲子
委員 井口 信二
委員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 顕	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

書記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壱内 明
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第12回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加えまして久保委員と壇内委員にお願いいたします。

まず、本日1名の傍聴の申出がございましたが、本日の議案第81号から88号まで及び報告事項等1及び2につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、議案第81号から88号まで及び報告事項等1及び2につきましては非公開といたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が8件、報告事項等が9件でございます。

本日の議事の進行ですが、議案第81号及び報告事項等1並びに議案第86号及び報告事項等2は関連のある案件のため、それぞれの議案を上程した後、あわせて関連する報告事項等の説明をお願いしたいと思います。

それでは議案第81号「令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

あわせて報告事項1「道上小学校、二上小学校及び柴又地域統合小学校の改築について」の説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは私から議案第81号「令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

別添の予算案について異議のない旨、区長に回答いたしたいと考えてございます。

なお、本日の議案第82号から88号まで提案理由につきましても本議案と同様でございますので、第82号以降の提案理由につきましては省略させていただければと存じます。何とぞご了承いただきたく存じます。

それではまず、歳出予算をご説明申し上げます。補正予算説明書の12ページ及び13ページをお開きください。

第8款教育費、第1項教育総務費、第4目学校施設建設費の1屋内温水プール建設経費の(1)(仮称)お花茶屋地区屋内温水プール建設経費でございます。

こちらは国におきまして技能労働者の賃金引上げ、処遇改善を目的に、令和6年度から適用

する労務単価というものを定めてございまして、このたび受注者から、この新労務単価に基づきます契約に変更したい旨の協議があつたことから、労務単価上昇分の費用を計上しているというものですございまして、補正額 869 万円でございます。

続きまして、14 ページ及び 15 ページでございます。第 2 項小学校費、第 6 目学校施設建設費の 1 校舎建設経費の（1）道上小学校改築経費でございます。

こちらは施工内容をクレイ舗装から人工芝へと変更するものでございまして、補正額 480 万円でございます。

なお、債務負担について補足の説明でございますが、18 ページをご覧ください。こちらの表の下から 2 番目になります。左側の事項で申し上げますと「小学校外構整備工事」でございます。

補正前、令和 8 年度 3 億 7,720 万円であったものを、道上小学校の外構工事の施工内容変更に伴いまして 720 万円増額をし、限度額を 3 億 8,440 万円とするものでございます。

15 ページにお戻りください。（2）二上小学校改築経費でございます。こちらは物価水準の変動等による工事費用の増加分を計上しているものでございまして、補正額 1 億 4,990 万円でございます。

その下、（3）柴又小学校・東柴又小学校改築経費でございます。こちらは仮設校舎建設に向けた敷地を確保するためのプール解体に要する費用を計上しているものでございまして、補正額 2,600 万円でございます。

再度 18 ページをお開きください。債務負担について補足の説明でございます。表の一番下、小学校解体工事（4 件）につきまして、補正前の限度額 5 億 1,760 万円から 3,920 万円増額をいたしまして、限度額 5 億 5,680 万円とするものでございます。

16 ページ、17 ページをお開きください。第 6 項社会教育費、第 1 目社会教育振興費の 1 放課後支援事業経費の（1）学童保育クラブ運営助成経費でございます。

こちらは私立学童保育クラブに対しまして、光熱水費の物価高騰分の補助を行うものでございまして、補正額 298 万 6,000 円でございます。

本件についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長　学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長　それでは、報告事項等 1 「道上小学校、二上小学校及び柴又地域統合小学校の改築について」、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。まず 1 の「道上小学校の改築について」でございます。

（1）の「経過」につきましては、改築に伴う校庭配置の変更や、階数が 3 階から 5 階に変更したことにより、学校近隣への砂塵飛散の可能性が想定されます。

その対策としまして、外構整備工事の施工内容をクレイ舗装から人工芝に変更するため、当

該変更に伴う経費を令和7年度第3次補正予算案に計上するものでございます。

(2) の「令和7年度第三次補正予算案計上額」は、外構整備工事費としまして480万円でございます。当初予算額の2億5,120万円に、令和7年度の補正予算案計上額480万円及び令和8年度の720万の債務負担行為補正額として計上いたします。

(3) の「今後のスケジュール」につきましては、令和8年4月に外構整備工事に着手いたします。同年5月に屋内運動場等の解体工事が完了し、令和9年2月に外構整備工事が完了して、改築事業は完了いたします。

次に「二上小学校の改築について」でございます。

(1) の「経過」につきましては、新校舎建設工事におきまして、工事請負契約約款第24条第2項及び第3項の規定による物価スライドに伴う経費、それから屋内運動場の天井工事における仕様の一部変更に伴う工事費用増額分に係る経費を令和7年度第3次補正予算案に計上するものでございます。

(2) の「令和7年度第三次補正予算案計上額」は、改築工事費としまして1億4,990万円でございます。

続いて2ページをご覧ください。当初予算額の38億5,280万円に、このたびの補正予算案計上額1億4,990万円を加えまして、既に第一次及び第二次の補正予算額の合計1億1,460万円と合わせまして予算現額は41億1,730万円でございます。

(3) の「今後のスケジュール」につきましては、令和8年2月に新校舎が竣工し、同年4月に新校舎にて運営開始、それから既存校舎の解体工事に着手をいたします。令和9年5月に外構整備工事に着手しまして、令和10年6月に外構整備工事が完了し、改築事業は完了となります。

次に、3の「柴又地域統合小学校の改築について」でございます。

(1) の「経過」につきましては、令和9年4月の統合小学校運営開始に伴いまして、柴又小学校敷地に仮設校舎を建設いたします。当該建設用地の確保に向けまして、現在、使用していないプール棟を解体するため、解体工事に係る経費を令和7年度第三次補正予算案に計上するものでございます。

(2) の「令和7年度第三次補正予算案計上額」は、解体工事費としまして2,600万円でございます。債務負担行為を設定しまして、令和8年度は3,920万円でございまして、合計6,520万円でございます。

(3) の「今後のスケジュール」につきましては、令和8年3月に柴又小学校プール棟解体工事に着手し、同年10月に仮設校舎建設工事に着手いたします。令和9年4月に柴又小学校敷地で柴又小学校・東柴又小学校の統合小学校の運営を開始いたします。令和9年度に東柴又小学校既存校舎等解体工事に着手し、令和10年度に新校舎建設工事に着手いたしまして、令和

13年度に新校舎竣工という予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○教育長　ただいまの説明につきまして、まずは後半にあった報告事項等についてご質問を受けたいと思います。

それでは報告事項等1についてご質問等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、お戻りいただきまして、議案第81号につきましてご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員　ご報告ありがとうございます。予算を来期に向けてご準備いただき、ありがとうございます。

葛飾区は、給食費の無償化や修学旅行の無償化など、教育に対して積極的に活動していると認識しております。

一方で、歳出全体に対しての教育費の割合というところでいうと、今10数%になるかなと思うのですけれども、他区と比較したときに、例えば足立区だと15%を超えており、江東区だと17%を超えてくるという予算になっていて、金額も他区のほうが上回っています。

当然、福祉系の予算が入っているなど、教育費計上する項目の差分もあると思うので、単純比較はできないかもしれませんのですけれども、数字上そう見えます。

といったときに、葛飾区でいろいろご検討いただいて予算を要求し、必要なものは配当されていると思うのですけれども、予算の都合で諦めざるを得ないものがあるとか、課題があるというところは何かございますでしょうか。言及できる範囲でお願いできればと思います。

○教育長　教育総務課長。

○教育総務課長　全体の中で諦めざるを得ないようなことは特にはないのですけれども、私もいたしましては、学校現場の要望なども踏まえつつ、必要な予算については確保に向けて、財政当局と必要な調整というのは、引き続き図っていきたいと考えてございます。

また、他区との比較についてお話をございました。予算自体は例えば学校改築などの費用がかかるものの有無によって動いてくるところではあるのですけれども、考え方としては必要なものについては財政当局にしっかりと説明をして、予算の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○教育長　田中委員。

○田中委員　ありがとうございます。校舎の改修についても、今ご報告いただいたとおり、必要なところは進められているのかなと思っております。

一方で、比較的古い校舎の学校だと、給食の調理場のエアコンがなくて環境が悪いですか、

冷水機が欲しいのだけれども、なかなか手配されないという現場の声を聞いたりします。その辺りのご検討もされていると思うのですけれども、それがもし予算がネックというところでなければいいなと願っております。

考えとしては、教育費は普通の歳出と違つて、2、30年後の未来に向けての投資だと思っています。なので、必要なところはやっていくという考えは合っているとは思うのですけれども、もしそういったご検討いただく中で、いろいろ現場の声も含めて、実現可能性を探っていただければありがたいなと思います。

○教育長 今お話のあった点について、何かありますか。

学務課長。

○学務課長 今、例で挙がりました給食調理現場につきましては、エアコンを含め、調理器具につきましても老朽化が進んでいるものがございますので、こういったところは計画的に入れ替えができるように予算要求をしているところでございます。

調理器具が壊れたりして給食に支障が出ないように、またエアコンが止まつたりして調理に苦労することができないように努めてまいりたいと考えております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ご検討は頂いているということは重々理解しております。あとは壊れてからというよりは、そういう学校の環境づくりですとか、そういうところにビジョンを持って進められると、対応が後手後手にならないかなと思って、あえて言及させていただいております。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第81号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第81号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第82号「葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは議案第12号「葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目に提出議案を添付してございます。

内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。

葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事請負契約締結について、ご説明いたします。

1の「工事の目的」でございます。改築を進めております葛飾区立宝木塚小学校について、本体建設工事に付随する電気設備工事を行うものでございます。

2の「契約の概要」でございます。（1）の工事件名は、葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事でございます。（2）の工事箇所は、宝町二丁目 29 番 23 号でございます。（3）の契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。予定価格、6 億 2,859 万 5,000 円に対しまして、契約金額は、6 億 2,854 万円でございます。（6）の契約の相手は、奥戸六丁目の高野・サイシング建設共同企業体でございます。（7）の工期は、契約締結日の翌日から令和 10 年 10 月 31 日まででございます。

3の「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。4の「参考資料」といたしまして、案内図を別紙 1 のとおり、配置図を別紙 2 のとおり、それぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 82 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは異議なしと認め、議案第 82 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 83 号「葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第 83 号「葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目に提出議案を添付してございます。

内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。

「葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事請負契約締結について」、ご説明いたします。

1の「工事の目的」でございます。改築を進めています葛飾区立宝木塚小学校について、本体建設工事に付随する給排水衛生設備工事を行うものでございます。

2の「契約の概要」でございます。（1）の工事件名は、葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事でございます。（2）の工事箇所は、宝町二丁目 29 番 23 号でございます。（3）の契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。予定価格、3

億7,261万3,286円に対しまして、契約金額は、3億7,257万円でございます。（6）の契約の相手は、西亀有四丁目の昭和・上下建設共同企業体でございます。（7）の工期は、契約締結の日の翌日から令和10年10月31日まででございます。

3の「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

次ページをご覧ください。4の「参考資料」といたしまして、案内図を別紙1のとおり、配置図を別紙2のとおり、それぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第83号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第83号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第84号「葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」について上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第84号「葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載しております資料をご覧ください。

「葛飾区立大塚小学校空調設備工事請負契約締結について」、ご説明いたします。

1の目的でございます。改築を進めている葛飾区立宝木塚小学校について、本体建築工事に付随する空調設備工事を行うものでございます。

2の「契約の概要」でございます。（1）の工事件名は、葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事でございます。（2）の工事箇所は、宝町二丁目29番23号でございます。（3）の契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。予定価格、6億4,209万2,000円に対しまして、契約金額は6億4,207万円でございます。（6）の契約相手は、西亀有四丁目の昭和・東和建設共同企業体でございます。（7）の工期は、契約締結の日の翌日から令和10年10月31日まででございます。

3の「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。4の「参考資料」としまして、案内図を別紙1のとおり、配置図

を別紙2のとおり、それぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしゅうござりますか。

それでは、お諮りいたします。議案第84号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第84号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第85号「葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事請負契約締結に関する意見聴取」について上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは議案第85号「葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目以降に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。

1の「工事の目的」でございます。改築を進めている葛飾区立二上小学校について、既存校舎ほか1解体工事を行うものでございます。

2の「契約の概要」でございます。(1)の工事件名は、葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事でございます。(2)の工事箇所は、東新小岩七丁目18番1号でございます。(3)の契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。予定価格、5億6,001万円に対しまして、契約金額は4億8,720万8,700円でございます。(6)の契約の相手は、柴又二丁目の株式会社誠和土木でございます。(7)の工期は、契約締結日の翌日から令和9年10月15日まででございます。

3の「工事の概要」でございます。(1)の解体撤去工事につきまして、校舎等の構造は鉄筋コンクリート造地上4階建てでございます。建築面積は1,525.02平方メートルでございます。延べ面積は、4,404平方メートルでございます。高さは17.7メートルでございます。保育園・旧職員寮の構造は、鉄筋コンクリート造地上3階建てでございます。建築面積は、563.76平方メートルでございます。延べ面積は、1,196平方メートルでございます。高さは、10メートルでございます。

次ページをご覧ください。(2)以降につきましては記載のとおりでございます。

4の「参考資料」としまして、案内図を別紙1のとおり、配置図及び各階平面図を別紙2の

とおり、それぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきましてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 85 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 85 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 86 号「葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

こちらについては、あわせて報告事項等 2 「柴又地域統合小学校における校名（案）の選定について」の説明をお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 それでは議案第 86 号「葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

3 枚おめくりいただきまして、4 枚目の新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。

令和 9 年 4 月 1 日に柴又小学校と東柴又小学校を、現在の柴又小学校の校地において、平仮名の「しばまた小学校」として統合することから、別表 1 小学校の部の柴又小学校と東柴又小学校の項を削り、同部に名称として平仮名の「しばまた小学校」、位置として、柴又四丁目 30 番 1 号を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、条例の施行日を令和 9 年 4 月 1 日からとしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは報告事項等 2 「柴又地域統合小学校における校名（案）の選定について」、ご説明いたします。

本件につきましては、柴又小学校と東柴又小学校における統合小学校の校名について公募を行い、柴又地域統合小学校改築懇談会、以下「懇談会」といいます、において、校名（案）を選定したため、経過及び結果を報告するものでございます。

まず、1 の「校名の公募」につきましては、柴又小学校及び東柴又小学校の児童、保護者、両校における通学区域の自治町会や幼稚園・保育園を通じて周知を行いました。また令和 7 年 6 月下旬に 2 回実施しました近隣住民説明会でチラシを配布するとともに、区公式ホームページ

ジで周知を行いました。

次に、2の「応募状況」でございます。

(1) の件数ですが、200件ございました。応募総数は、第1希望から第3希望まで応募できますので、その総数でございます。応募総数は312件でございました。

(2) の校名案は、応募が多かった順に記載のとおりでございまして、新柴又小学校、柴又小学校、柴又さくら小学校、平仮名のしばまた小学校、柴又桜小学校など、80の校名案がございました。

最後に3の「選定方法及び校名（案）」でございます。

令和7年7月24日及び9月2日に開催した懇談会におきまして、応募があった80の校名（案）から、まず、委員により候補を絞りました。

委員から多かった意見としましては「歴史があって、全国的に愛着のある柴又という言葉を残したい」「柴又小学校と東柴又小学校が統合して新しい学校になることから既存の校名と同じ校名ではなく、平仮名の『しばまた小学校』とするのはどうか」。さらには「新柴又小学校が最も件数が多く、新柴又駅の近くに存在することから、新しい柴又の小学校として『新柴又小学校』とするのがよい」といったご意見がございました。

こうした意見の中から、各懇談会で議論を重ねた結果、懇談会の委員によって、「新柴又小学校」と平仮名の「しばまた小学校」に絞って投票を行うことになりました、最も得票数の多かった平仮名の「しばまた小学校」を新校名（案）として選定をいたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 まずは、報告事項等2について、先にご質問等を受けたいと思います。

壺内委員。

○壺内委員 柴又小学校あるいは東柴又小学校、両校とも歴史と伝統が非常に深い地域でありますし、非常に校名を決定するのはとても難しいかなと。私もその辺に住んでいますので難しかなと思っていたら、平仮名のすばらしいアイデアが出てきたということでとてもうれしく思っております。

最終的に校名は何校名ぐらい、3つなら3つ、2つなら2つで決選投票を当然やると思うのですが、どういう形でやったのですか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 委員のおっしゃるとおり、校名を決める上で、地域の皆様の気持ちが強くありましたので、通常だと1回ぐらいで決まることもあるのですけれども、今回は2回の懇談会の中でいろいろ議論をして、決めたというところでございます。

柴又という古くからの歴史ある言葉を残したいという気持ちが、委員会からも、その地域の応募からも、理由として挙がりましたので、柴又という言葉をぜひ入れたいというところで、

当初は、200 案ぐらいあったのですけれども、それを「新柴又小学校」と平仮名の「しばまた小学校」の二つに最終的に絞りまして、その二つで決選投票をした結果、平仮名の「しばまた小学校」になったという経過でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお戻りいただきまして、議案第 86 号についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 86 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 86 号について、原案のとおり可決いたします。

次に議案第 87 号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは議案第 87 号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」について説明させていただきます。

別添の指定管理者の指定（案）について、異議のない旨を区長へ回答したいと考えております。

提出議案は別添のとおりでございます。

ページをおめくりいただき、参考資料をご覧ください。

1 の「指定管理者の指定手続について」ですが、葛飾区体育施設は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、令和 8 年 4 月に小菅西公園フットサル場と同一施設内に新規開設するスケートボード場についても、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たって議会の議決を経る必要がございます。

本区において、指定管理者を指定しようとするときは、「葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」第 2 条の規定により、特別な事情があると認められる場合を除き、公募を実施することとなっております。しかし、このことについて、当該スケートボード場は下記の理由から、公募によらず、小菅西公園フットサル場の指定管理者を指定するものであります。

2 の「非公募とする理由」ですが、当該スケートボード場は、平成 28 年 4 月に開設した小菅西公園フットサル場と同一施設内に整備しており、両施設を合わせて「小菅西公園運動場」と施設名を改めました。管理に当たっては、受付や更衣室等の建物を共有する施設設計となっており、一体的な施設運営及び維持管理業務を実現し、利用者に均一なサービスと利便性を提供するためには、小菅西公園フットサル場と同一の指定管理者による管理運営が必要であることから、公募による選定を行わず、指定管理者を指定するものであります。

2ページ目、3（1）指定する指定管理者の名称は住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。

（2）の現在指定管理者が管理している施設の名称は、葛飾区奥戸総合スポーツセンターを含む全34施設でございます。

スケートボード場の指定期間は、令和8年2月5日から令和11年3月31日までとなります。

今後のスケジュールですが、令和7年12月の区議会議決後に指定及び告示、令和8年1月から2月の間に指定管理者と基本協定及び年度協定変更を行い、令和8年4月より供用開始の予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第87号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第87号について原案のとおり可決いたします。

次に議案第88号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低压幹線等改修工事請負契約締結に関する意見聴取」について上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは議案第88号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低压幹線等改修工事請負契約締結に関する意見聴取」について説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長へ回答したいと考えております。

提出議案は別添のとおりでございます。

資料をおめくりいただき、参考資料1ページ目をご覧ください。

1 「工事の目的」ですが、葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館について、受変電設備の老朽化が進行しており、開設当初から改修していない設備もあるため、受変電設備全体の改修工事を行うためでございます。

2の「契約の概要」についてです。（1）工事の件名は「葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低压幹線等改修工事」。工事箇所は葛飾区高砂一丁目2番1号。契約の方法ですが、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約。予定価格3億316万円に対して、契約金額3億316万円で、契約の相手は、サイシング・高野建設共同事業体でございます。

次ページをご覧ください。構成員は株式会社テクノサイシング及び高野電気工業株式会社でございます。工期は、契約締結日の翌日から令和9年3月15日まででございます。3「工事の

概要」については記載のとおりです。4 「参考資料」として別紙1、案内図、別紙2、配置図を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきましてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第88号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第88号について、原案のとおり可決といたします。

以上で、非公開とした案件を終了いたします。

それでは事務局は傍聴人を呼んでください。

(傍聴人 入場)

○教育長 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1 傍聴人は委員会の中では発言できません。

2 傍聴人は静粛を旨とし、委員の言動に対して拍手などの賛否を表すようなことはおやめください。

3 傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお携帯電話の電源はお切りください。

4 傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは報告事項等3 「令和7年度中学校英語スピーチ＆プレイコンテストの実施結果について」の説明をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 報告事項3 「令和7年度中学校英語スピーチ＆プレイコンテストの実施結果について」ご説明をいたします。

まず実施日でございますが、令和7年10月20日でございます。会場につきましては、高砂地区センターでございます。参加者といたしましては、各中学校の代表生徒になります。

結果といたしまして、中学校の英語科教員3名、ALT2名の5名を審査委員といたしまして、スピーチの部につきましては、内容、聞きやすさ、相手に伝える工夫などの観点で審査を行い、ご覧の結果となりました。

また次のページのレシテイション（暗唱）の部につきましては、スピーチの部と同様の観点

で審査、基準点以上を、奨励賞として表彰をしてございます。

5の「その他」でございます。スピーチの部で優勝した生徒につきましては12月に行われる東京都中学校英語学芸大会の候補者として推薦いたしました。

なお、スピーチの部に参加した24名のうち2名が「かつしかチャレンジプログラム」イングリッシュチャレンジの参加者、また2名がイングリッシュキャンプの参加者となっております。
以上でございますよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひします。

壇内委員。

○壇内委員 高校入試もスピーキングテストが実施されております。そういう中で24校の代表が、このように出てくるということは、とてもすばらしいことではないかなと思います。

ぜひともこれを続けて、一般の生徒にもぜひスピーキングテストみたいなものを、各学校ともやるような形で、高校入試を乗り切ってほしいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。校長会とか英語の研修会等で話をしてくださればうれしいかなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 各学校でもこういったスピーチコンテストをしっかり実施をして英語力を高めていくということを、校長会の中でしっかりと依頼していきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で報告事項等の3を終わります。

次に報告事項等の4 「令和7年度葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」 の説明をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「令和7年度葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」、ご説明をいたします。

趣旨につきましては、小中学校の児童・生徒より応募された研究の中から優れた作品を選出し、表彰する取組みを通して、科学的なものの見方や自然の事象を探求する面白さを育てる機会とともに、理数教育の充実を図るものとしております。

応募数といたしましては、小学校33校90点、中学校8校24点でございます。

なお、一次審査につきましては、教育研究会の理科部会の先生方、そして最終選考につきましては、同じく理科部会の部長、そして、校長、副校長の小中学校の管理職の先生方、また、特別審査員として前小花教育長、そして東京理科大の石川学長にもご協力いただきました。

小学校・中学校ともに教育長賞1点、東京理科大学学長賞が1点。そして入賞作品を選び

たしました。結果につきましてはご覧のとおりでございます。

なお、表彰式につきましては令和8年2月28日に東京理科大学の葛飾キャンパス図書館棟で実施をする予定でございます。

また小学校の部、教育長賞の児童の作品を令和7年度東京都小学生科学展に出品いたしました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 三菱製紙の跡地に東京理科大学葛飾キャンパスができて、もう10年ぐらいになりますかね。そのとき同時に「未来わくわく館」という理科を学習する施設ができて、本当に区内の子どもたちは結構、ほぼ3年生は区内巡りで以前は水元の旧校舎によく寄っていたのですが、最近大分、ほとんどの子どもたちは行っていると思いますし、いろいろな学習の機会も、土曜日、日曜日等々あります。そういうせっかく理科大が来たというところを生かして葛飾区は理科教育、特に科学的な教育について力を入れているのだよというところを示す意味でも、ぜひこの活動はさらにしていっていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 大変ありがとうございます。理科好きな子どもたちを育てるために科学研究コンクールをしっかりと持続するとともに、かつしかチャレンジプログラムの自然科学コースも充実させていきたいなと思っております。

以上でございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で報告事項等4を終わります。

次に、報告事項等5「令和6年度葛飾区におけるいじめの状況について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「令和6年度葛飾区におけるいじめの状況について」のご説明をさせていただきます。

「いじめ」の定義といたしましては、児童・生徒に対して一定の人的関係にある、ほかの児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。なお、発生した場所については学校の内外を問いません。

ページをおめくりいただき、「いじめの状況」でございます。まずいじめの認知件数でございますが、小学校は796件であり、前年度と比較して3件増加いたしました。また中学校につ

きましては214件であり、前年度と比較して48件増加いたしました。

またいじめの解消率につきましては、小学校は59.5%であり、前年度と比較して2.2ポイント減少いたしました。中学校につきましては62.6%であり、前年度と比較して4.8ポイント増加いたしました。

なお、いじめの解消率でございますが、「いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる」また「対象児童・生徒本人及びその保護者に対し、自身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認できている」。この二つの要件が満たされている状態をいじめが解消している状態といい、その状態になった件数のいじめ認知件数に占める割合を「いじめの解消率」と呼んでございます。

次のページでございます。「今後の対応」でございます。

9点ございまして、まず1点目が「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を全教員への周知徹底を図ることで教員のいじめに関する理解促進、意識向上を図りたいと思っております。

2点目、区内で発生したいじめによる重大事態について、校長会等で情報提供して、いじめを重大事態化させない体制づくりに取り組むよう周知徹底を図りたいと思っております。

3点目、各職層研修において、教員がいじめの疑いに気づいたら「学校いじめ対策委員会」を通じて迅速に解決に向けて組織的に早期対応できるよう、改めて周知をいたします。

4点目、管理職研修において、いじめ防止対策推進法をはじめとする法律的な知識も含めた研修を実施してまいります。

5点目、「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会」を活用し関係機関との連携を推進してまいりたいと思っております。

6点目、スクールロイヤーの役割を担う弁護士資格を持った職員を採用し、学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行いたいと思っております。

7点目、担当指導主事が迅速に状況の確認を行い、学校と連携して適切な対応を行ってまいります。

8点目、児童・生徒及び保護者等がいじめに関し気軽に相談できるよう「かつしかいじめホットライン」や「メールによるいじめ・不登校等教育なんでも相談」等の相談窓口について、広報媒体を活用して一層の周知を図り、また、児童・生徒が相談しやすいよう、1人1台端末に東京都が運営する「相談ホットLINE@東京」のショートカットのアイコンを引き続き配置をしたいと思ってございます。

ページをおめくりいただきまして9点目でございます。児童・生徒にいじめ防止に向けたリーフレットを配布し、いじめは絶対に許されない行為であること等を理解する事業を実施してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問等はいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 2点あります。

まず1点が、早期発見ということですが、どういった理由で発見されることが多いのかということで、その中で子どもが気軽に相談できるようにホットラインなどをつくっていただいているのですが、そこがどのくらい利用されているのかなということで。別に1件あればそれはもう多いに利用されているということだと思っています。

それと、先生方や教育委員会の方は一生懸命やっていただいていると思うのですけれども、未然防止についても対応についても、保護者が抜けていると思っています。保護者も自分の子どもがいじめられている側でも、全部いじめをしている側、加害になっているかもしれないということ、こういうことが加害になっているかもしれないということを理解するのが大切なと思っていますが、いかがでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず早期発見・早期対応でございますけれども、いじめのアンケートを学期に1回、または学校によっては月に1回実施をしてございます。そういったアンケートで、いじめを発見するということが多いかなと思っております。

2点目のいじめホットラインへの件数でございますが、昨年度は29件の実績がございます。いじめに関する相談につきましては、29件のうち18件がいじめに関する相談でございました。こちらでしっかりいじめについては対応させていただいております。

また保護者につきましては、加害者というところでありますけれども、しっかり話を聞きながら、保護者と連携をしながらやっていきたいと思っております。先ほどご紹介させていただきましたリーフレットを活用して、保護者に周知啓発をしていきながら、いじめのことについてもしっかり啓発をさせていただいております。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 今後の対応の（1）から（9）まではとても大切なので、常にお願いしたいと思いますけれども、最近、若い学級担任の先生方が増えてきています。特に小学校の場合には、学級担任という形で、1人の教員がそのクラス30何人なり35人を見ていく。中学校の場合には、学年でチームを組んで多面的に、いろいろな角度からいろいろな複数の目で見ていくことができるのですが、小学校の場合、1人の目で見ていくことが多い。そういう中で、教員の採

用試験の倍率が下がることによって教員の力量の問題というのも問題になっている中で、なかなか気づけない。それからいじめが発生する要因として学級が落ち着かないとか、そういうちゃんとうまくいっていれば、見えるものも見えなくなってしまうということによって若手の教員の学級経営力の向上とか、児童理解の力を高めていくというのが急務だと思うのです。

ベテランは、そういうことをパッと見て見抜ける部分、子どもの変化に気づいたりということがあるので、これはいじめの対応だけの問題ではないのですけれども、特にいじめのことを意識しても、若手教員の学級経営、楽しい、よりよい学級づくりをしていればいじめが発生しにくく、発生した場合も見抜けるかなというところもあるので、そういう日頃からの教員の経営力、児童理解力を高めるということも常に、もちろん行っていただいているのですけれども、いじめの対応ということを考えても、大変重要なことかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ご指摘、大変にいただきありがとうございます。

まず若手の教員の力ですけれども、若手の研修を行いまして、いじめの早期発見・早期対応について教育委員会としても最重要と考えております。

また学校におきましては、管理職が常に事業観察を行って、学級経営のよりよい方法について若手の教員にしっかりとアドバイス、または先輩の先生がOJTをしながらしっかりとアドバイスしていくという体制を学校の中でもつくってまいりますので、引き続き実施をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

壇内委員。

○壇内委員 最近、ネットいじめはなかなか見えないということで、これは保護者にも働きかけることと、葛飾区は近く若い先生方が非常に多いですから、その辺の早期発見・早期解決、それから組織的に、単独で解決しないということ、これは事が起きてから対応しては遅過ぎる。早期対応というのは非常に重要ですので、何回研修会でやっても、なかなか先生のところまで「自分1人でできる」と、あるいは「学年だけでできる」ということではなく、「副校长、校長にすぐ連絡する」という形で組織的に解決していくと。ネットいじめについてもそうですが、非常に難しい問題に発展する前に、ぜひ啓発活動をよろしくお願いしたいなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ご指摘ありがとうございます。学校としましても、教員1人がいじめについて抱え込まないということで、いじめというキーワードがもし保護者、本人からありましたら、しっかりと管理職に報告する。管理職は、今度はいじめ対策委員会を開いて、しっかりと組織的に

対応するということは、常々研修でも訴えてまいりますので、引き続きまた指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 いじめはもちろん駄目なこととして、起こってほしくないのですけれども、一方で、子どもの成長段階という中では、どうしても起きてしまうものだと捉えております。

それに対して、見過ごさずに検知をして、教育をしていく。そして何よりも重大事案を防いでいくというところが大事かと思っております。

今、井口先生、壇内先生からありましたけども、その先生方にかかる負担が大きくなっていますというところで、サポート体制が必要かなと思っております。

この中でも体制づくりという話はあるのですけれども、この相談窓口については、学校や教育委員会、総合教育センターとかの体制というのも必要になってきて、それがどんどん負担が増えているのかなということも想像します。

その辺りの体制の今、逼迫している状況ですとか、何か不足している状況というのは今顕在しておりますでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず令和6年度から、いじめ対策担当係を教育指導課につくりまして2名体制でしっかりとやっています。また教育指導課の指導主事と連携を図りながら、いじめに対しでしっかりと対応をさせていただいております。

逼迫した状況でございますけれども、今のところスクールロイヤーがない状況でございまして、今後採用いたしまして、いつでも相談できる体制をつくるということを今後しっかりと実施をしてまいりたいと思っております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 今、スクールロイヤーがないという話もありましたけれども、継続的していくものだと思いますので、先ほどの話とつながりますけども、必要な予算をしっかりと割いて、体制づくりを継続していくというところを引き続きお願ひいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等5を終わります。

次に、報告事項等6「令和6年度葛飾区における児童・生徒の暴力及び不登校の状況について」の説明をお願いします。

総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 それでは、私からは令和6年度の区立学校における児童・

生徒の暴力行為及び不登校の状況並びに今後の対応について報告をさせていただきます。

まず1ページの「定義」をご覧ください。

「暴力行為」でございますけれども、「暴力行為」とは児童・生徒が故意に有形力を加える行為をいい、「対教師暴力」「児童・生徒間暴力」「対人暴力」「器物破損」のいずれかに該当するものを言います。

また「不登校」でございますが、「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者を言います。

次のページをご覧ください。まず「暴力行為の状況」でございますが、暴力行為の発生件数は小学校112件であり、前年度と比較して46件増加をしております。中学校は152件であり、前年度と比較して18件増加をしております。

次のページをご覧ください。「不登校の状況」でございます。

不登校児童・生徒数は、小学校529人であり、前年度と比較して3人減少しております。中学校は706人であり、前年度と比較して101人減少しております。

小学校の不登校出現率は2.61%であり、前年度と比較して0.01ポイント増加をしております。中学校の不登校出現率は8.14%であり、前年度と比較して1.22ポイント減少しております。

なお、登校出現率の定義でございますけれども、出現率とは、児童・生徒数に占める不登校状態にある児童・生徒数の割合となっております。

続いて次のページをご覧ください。

不登校の児童・生徒のうち、学校へ復帰した児童・生徒数は小学校は158人であり、前年度と比較して32人減少しております。中学校は146人であり、前年度と比較して108人減少しております。

不登校児童・生徒の学校復帰率でございますが、小学校は29.86%であり、前年度に比較して5.92ポイント減少しております。中学校は復帰率20.67%であり、前年度と比較して10.8ポイント減少しております。

なお復帰率の定義でございますが、復帰率とは、不登校児童・生徒数に占める、指導の結果登校するまたはできるようになった児童・生徒数の割合を指します。

次のページをご覧ください。「今後の対応」でございます。

暴力については、次のアからエまでの4点ございます。

まずア、日々の教職員の児童・生徒への声かけ、励まし、称賛、対話、行事等を通して、個と集団への働きかけ等、児童・生徒の発達を支える働きかけを積極的に行うとともに、校内の雰囲気づくりや道徳教育、人権教育の充実を図ってまいります。

イ、暴力行為の前兆となる行動を早期発見・早期対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関等との一層の連携を図ってまいります。

ウ、学校だけで解決が困難な状況が発生した場合、学校に生活指導サポートチーム指導員を派遣しまして、学校と関係機関等が連携して適切に対応できるように支援し、問題の早期解決に取り組んでまいります。

エ、令和7年度の生活指導主任研修会において、東京少年鑑別所教育職員を講師として招き、問題行動に至る児童・生徒の理解や対応についての研修を実施してまいります。

続きまして、不登校についての今後の対応でございます。アからスまでの13点ございます。

まずアでございますけれども、各学校において不登校児童・生徒一人一人の状況を把握するとともに個々の状況に応じた支援を行ってまいります。

イ、各学校において、校内の生活指導と教育相談の一体化を図り、校内の児童・生徒の情報を共有して、組織的・計画的に支援を行ってまいります。

ウ、不登校の要因は多様化・複雑化しているため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、関係機関と連携して問題の解決に取り組んでまいります。

エ、児童・生徒についての見立ての精度を高め、個々の状況に応じた支援を行えるようにするため、若手教員を対象とした教育相談研修会を実施してまいります。

オ、令和7年度から中学校に不登校対応巡回教員を配置し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等を行っております。令和8年度は、不登校対応巡回教員の配置を拡大し、全中学校を巡回することで、不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図ってまいります。

カ、不登校防止研修会において、不登校対応巡回教員等の効果的な実践事例を共有し、各学校における組織的な支援体制の構築及び教員の対応力向上を図ってまいります。

キ、「校内サポートルーム」の全中学校への設置が令和7年度末に完了いたします。今後も支援員を配置し、登校はできるものの教室に入ることのできない児童・生徒を引き続き支援してまいります。

ク、これは次の報告でも詳細にご説明いたしますけれども、令和8年度から双葉中学校内に登校生徒を対象とした「チャレンジクラス」を開設し、ゆとりのある生活時程を実現することにより、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようにしてまいります。

ケ、令和7年度から小学校2校に配置している「登校サポーター」について、児童の登校支援や見守り支援に効果が認められたことから、配置の拡大を検討してまいります。

コ、ふれあいスクール明石の指導教授と心理専門員が、学校訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の個々の状況に応じた支援策を学校に助言してまいります。

サ、ふれあいスクール明石の通室者増加と継続通室率向上のため、活動内容の充実を図ると

ともに、仮想空間を活用した居場所・学びの場を引き続き提供してまいります。

シ、学校に対して1人1台端末を活用した不登校児童・生徒の授業参加、学習の推進を図るよう、引き続き指導・助言してまいります。

ス、学校教育法施行規則の改正を踏まえて改訂した「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」について、全職員への周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告についてご質問等はいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 まず暴力行為のほうですが、令和6年度に件数が小学生のほうで、ものすごい形で増えているような気がするのですが、その要因が分かりましたら、教えていただきたいのですけれども。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 増加の背景としましては、まず大きく2点ございます。一つはいじめの認知に伴いまして、児童・生徒に対する見取りが非常に細かく学校が把握してくれたということが考えられます。

また、犯罪にならない初期段階のものでも、しっかり学校が暴力行為と捉えまして、指導しているというところが増えた要因だと考えております。

また、個別の要因としましては、今回、小学校が46件増加しておりますけれども、全体的に増えたというわけではなくて、特定の学校で特定の児童がその児童の特性によって暴力行為をしてしまったという状況を学校から報告を受けております。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 これもいじめと同じく成長段階で起こり得ることというところで、対策を打っていただいているのかなと思います。

5ページ以降に記載のあるように対応していただいている、こういうことを起こしてしまう生徒であったり、不登校になってしまふ生徒に対して、ケアをしていくということは非常に重要かなと思っております。

一方で特に暴力行為に対しては、特に一部の保護者でも、結構ドラスティックな考えはあって、海外にあるような、それはすぐに警察に任せるという形で言っている保護者もいる状況ではあります。

そういう中では、私としては成長段階に応じて指導して改善していくことが重要だと思い

ますので、そういう意見も耳を傾ける必要がありますが、引き続き教育としての施策をお願いいたしますということで意見でございました。

○教育長 ご意見という形でよろしいでしょうか。

○田中委員 はい。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 資料に 1 点間違いがございまして、その点だけ修正させていただければと思います。大変申し訳ございません。

3 ページ目の「不登校の状況」ですけれども、小学校で 529 人ということで前年度と比較して、3 人減少したと書いてありますが、2 人減少でございます。大変申し訳ございません。よろしくお願いします。

○教育長 大変申し訳ございません。3 人を 2 人と訂正をお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 令和 7 年度から配置されている「登校サポーター」について具体的に仕事の内容を教えていただいてよろしいですか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 「登校サポーター」ですけれども、小学校に配置をしておりまして、主に朝、なかなか学校に入れないお子さんのお迎えですとか、あとは学校に来た際別室で過ごす際の見守りの支援を行っております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

それでは以上で、報告事項等 6 を終わります。

続きまして、報告事項等 7 「チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)の設置について」の説明をお願いします。

総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 それでは、続きまして「チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)の設置について」のご報告をさせていただきます。

まず 1 の「概要」でございます。区立中学校における令和 6 年度の不登校生徒数は 706 人であり、令和 5 年度と比較して 101 人減少しておりますけれども、依然として不登校の出現率が高いことや不登校の長期化が見られます。

そのような中、本年 9 月に東京都から「チャレンジクラス」の設置について話がございました。このことから、東京都独自の取組である「チャレンジクラス」を令和 8 年 4 月に開設し、中学校における不登校施策の充実を図ってまいります。また、この開設に向けて、現在、不登校の状況があり、「チャレンジクラス」に入室を希望する児童・生徒を募集してまいります。

2の「設置の目的」でございますけれども、区立中学校内に不登校生徒を対象とし、東京都から加配された教員が中心となって、当該生徒に授業を行う「チャレンジクラス」を設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるゆとりのある生活時程を実現し、生徒一人一人の実態に応じた支援を行うことで、出席状況の改善、学習内容の定着、そして学校内外の機関等や教職員による相談・指導等を受けていない生徒の解消を達成してまいります。

3の「設置予定日」は令和8年4月1日、4の「設置予定校」は双葉中学校を予定しております。

ここで、4ページ目の別紙をご覧ください。葛飾区の不登校対策の現状及び取組み等について、まとめさせていただきました。

1の「現状及び取組」でございますけれども、不登校児童・生徒の状態ごとに分けさせていただいております。

①の「学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童・生徒」につきましては、校内サポートルームや登校サポートで支援を行っております。

また③の「家から出ることができるが、学校に行くことができない児童・生徒」につきましてはふれあいスクール明石、またフリースクール等助成金で支援を行っております。

また④の「家から出ることができない児童・生徒」につきましては、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム、仮想空間での支援であったり、スクールソーシャルワーカーの派遣を行っております。

ただ、②の家から出ることはできるのですけれども、在籍する自分の学校に行くことができない児童・生徒については現在、葛飾区での取組はございません。ここが「チャレンジクラス」の支援ということになります。

2の「チャレンジクラスとふれあいスクール明石との比較」をどうぞご覧ください。

学籍につきましては「チャレンジクラス」は双葉中学校に転籍という形になります。「ふれあいスクール明石」は在籍校に所属したまま通室することになっております。

また教員ですけれども、「チャレンジクラス」は東京都から加配された正規の教員で授業を行います。「ふれあいスクール明石」は東京都から配置された非常勤教員、退職した教職経験者が指導しております。

授業でございますけれども、「チャレンジクラス」は学年ごとの授業、そして1日4時間程度の授業を予定しております。「ふれあいスクール明石」は自主学習を中心としてスポーツや体験活動等の集団活動を行っております。

最後の時程でございますけれども、「チャレンジクラス」は9時半ぐらいに登校して、15時ぐらいに下校を予定しております。それに対して「ふれあいスクール明石」は9時から15時の間、いつでも通室・退室が可能となっております。

それでは資料の1ページにどうぞお戻りください。

5の「運営方法」でございますけれども、中学校1年生から中学校3年生まで学年ごとに1クラスずつ設置をしてまいります。

(2) の各学年に担任を配置して、1日4時間程度、教員が授業を行います。

また、チャレンジクラスに通う生徒の学籍は、チャレンジクラスに設置した学校に置くとともに、通常の学級として扱ってまいります。

生徒の在籍はチャレンジクラスになりますけれども、チャレンジクラスの生徒が希望する場合には、通常の学級を交流学級として設定いたしまして、通常の学級の授業を受けることができるようにしてまいります。

6の「募集概要」でございますけれども、対象は令和8年度に中学1年生になる区内在住の児童、また令和8年度に中学2年生、3年生になる区内在住の生徒となります。

要件につきましては、次のアとイのいずれかに該当するものとしておりまして、アは年間30人以上の欠席、不登校の定義と同様のものでございます。イにつきましては、断続的な不登校または不登校の傾向が見られる児童・生徒としております。

(3) の定員でございますけれども、30人程度（各学年10人程度）を予定しております。

7の「予算」ですけれども、必要経費につきましては、机や椅子などの消耗品購入に要する経費を91万1,000円予定しております。

(2) の予算措置は、今年度の既定予算内で対応してまいります。

今後必要となる経費といたしましては、床などの教室の一部改修に要する経費は、令和8年度当初予算案に計上予定でございます。なおこの経費は東京都の「チャレンジクラス補助金」の補助対象となる予定であり、当該経費の2分の1が補助されます。

8の「今後のスケジュール」につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等はいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員　今までふれあいスクール明石はあったのだけれども、授業という形で子どもたちを指導してくれる場所がなかったので、新たな取組になるかなというのと、八王子に同じような学校がありますよね。私はそこへ見学に行ってきたのですけれども、中学生の学習している様子を見て、本当に安心した感じで伸び伸び学習している。学校に入った子どもたちの様子を見ているとそのように感じたので、カリキュラムもかなり緩く、登校時刻もゆっくりでというような環境を用意してあげることで子どもたちが授業に参加できるのなら、なかなか区内全域から双葉中に通うのは難しいとは思うのですけれども、新しい取り組みとして一つやってみて、もしよければ、区内のいろいろな地域にこういうスクールができるといいなと思います。感想

です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等7を終わります。

続きまして、報告事項等8「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（素案）について」の説明をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から報告事項等8「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（素案）について」のご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。まず1の「概要」でございます。

令和8年度以降の中学校部活動の在り方や取組内容を示した方針を策定しているものでございます。

2の「検討経過」に記載のとおり、令和6年度・7年度の2か年で、関係団体と区で構成する協議会において検討を重ねてまいりました。

3の「方針（素案）」については、後ほどご説明します。

4の「今後のスケジュール」でございます。本日の報告の後、協議会で報告し、来年3月の教育委員会で方針の決定を行う予定となってございます。

それでは別添の方針（素案）について、そちらのほうをご覧ください。

まず1枚おめくりいただきますと、目次がございます。1の「方針の位置付け」から7の「今後の検討項目」まで、それぞれの章立てづくりとなってございます。この後、主なポイントについてのご説明をさせていただきます。

初めに1ページでございますが、1の「方針の位置付け」では、国が示したガイドラインに基づき、本区では昨年度より関係団体と区で構成する協議会を設置し、今年度末までに方針を策定するため検討を重ねてきてございます。

方針につきましては、区の基本計画や基本プラン、あるいは国や都のガイドライン等との整合性を図ってございます。

2ページ目をお開きください。2では「公立中学校の部活動を取り巻く現況」として、（1）では「部活動の現状と課題」を、3ページ目では（2）で「国の動向」を、（3）で「東京都の動向」を記載してございます。

この中で（2）「国の動向」の4段落目中ほどにございます、国が令和8年度から13年度までを改革実行期間として位置づけて、平日や受益者負担について方針を示すとしてございます。

また、令和9年度には学習指導要領の改訂が予定されておりまして、部活動の位置づけも変更される可能性がございますので、引き続き、国の動向については注視をしてまいりたいと考えてございます。

4ページ目をお開きください。（4）として、他自治体の動向を記載してございます。

中段3の「葛飾区の現況」では（1）として「葛飾区立中学校における部活動の状況」を、5ページ目では（2）で「葛飾区立中学校の学級数及び生徒数の推計」を記載してございます。

生徒数の推計におきましては将来的に生徒数の減少が見込まれております。特に小規模校では学校単位の活動が今後より困難になっていくということが想定されております。

6ページ目をお開きください。4の「葛飾区のこれまでの取組」として、（1）として「地域連携」、地域の人材を活用した部活動の支援を行ってまいりました。また7ページ目は「地域展開」として、令和6年度からモデル事業を試行的に実施しているということでございます。

8ページ目でございます。

6年度に実施したモデル事業の内容とアンケートについての結果を記載してございます。結果については記載のとおりでございます。

続いて、飛びまして11ページをご覧ください。11ページにおきましては、本年度合同によるモデル事業として、記載の内容で取り組んでおります。また昨年度のモデル事業の結果を含めました検証結果については、表のとおりまとめてございます。

主な結果としましては二つ目の「教員の負担軽減」の項目では、モデル事業が負担軽減につながることが分かりましたが、さらなる負担軽減も求められているということが分かりました。

また、5つ目の「指導者の質の確保」からは、専門的な指導がされていることが分かりましたが、さらなる資質向上のための研修等が必要であることが判明してございます。

これらの検討結果も含めた上で、引き続きモデル事業での検証を行ってまいります。

12ページをお開きください。（3）「部活動の地域展開に対する意識の把握」におきましては、令和6年度に東京都教育委員会が実施したアンケート結果のうち、葛飾区の生徒、保護者、教員の結果を抜粋してございます。専門的な指導を受けたい生徒や保護者の割合が高いこと、あるいは教員では部活動の指導や運営に負担を感じている教員が多いということなどが分かってございます。

15ページをお開きください。こうした状況の中で、5「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開における課題」といたしまして、3点にまとめてございます。

最初に「持続性を確保した部活動の運営と教員の負担軽減」、（2）として「生徒の多様な活動ニーズへの対応と地域での活動機会の充足」、（3）としまして「地域連携・地域展開を支える推進体制の構築」の三つを方針として策定してございます。

次のページをご覧ください。こうした課題を受けまして、区として基本方針を三つの方針でまとめてございます。

方針Iとしまして、「地域連携の充実による部活動の持続的運営と教員の負担軽減」でございます。具体的な施策としまして、地域指導の体制強化と複数校の連携による取組みを実施し

てまいります。

17ページは、方針Ⅱとしまして「地域展開の導入による活動機会の確保」ということで、モデル事業の継続、あるいは教員の兼業兼職の円滑化、また新たな活動機会の提供を進めてまいります。

方針Ⅲとしまして「地域連携・地域展開を支える推進体制の整備」を掲げ、指導者の研修体制や関係団体との連携について取り組んでまいります。

最後、18ページをお開きください。

「今後の検討項目」については、記載のとおりでございます。

(1) の文化系につきましては、現時点において国が土日祝日のみを地域展開との考え方から、文化系の部活動がほとんど平日のみということで、どの種目で地域展開のモデルを実施するかも含めまして、関係団体との意見も交えながら、検討してまいりたいと思っております。

また地域展開における費用負担の在り方については、今後、国が示す基準等を踏まえた、適切な受益者負担についての考え方を検討してまいります。

さらに、平日の地域展開についても国が方針を示してございます。その方針を踏まえまして関係団体や学校、生徒、保護者の意見も確認しながら検討してまいります。

そのため、これらの方向性が整理された場合には、方針の見直しが必要となることから、国や東京都の動向、他自治体の状況も注視しながら、新たに設置予定の協議会において検討してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。

16ページの推進方針の基本方針Ⅰで示していただいた単独の学校ができるところはやる、生徒数の不足があるというところについては、複数で連携していくというところが取組みのスキームとして基本になるかなと思っております。

質問としては、この4ページ目で説明頂いた神戸市の「K O B E ◆ K A T S U (コベカツ)」は、本当に学校単位という枠組みを超えて、生徒たちがこれまでやりたいといったところをどう実現していくか、そういった広域の地域活動を実践されようとしているのかなと思いました。これも葛飾でもやる可能性はあると思うのですけれども、区として今この基本方針を出した、その神戸に比較して、この葛飾の方針はどういう考え方かというところをお聞かせいただければ幸いでございます。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 この「他区市町村の動向」というのは、我々も非常に注視をしてございまし

て、いろいろなやり方が、その部活動の存続についてはあるのかなと考えてございます。

神戸市のやり方も一つの方策としては考えられますので、今後、現場の学校長の先生方ですか、あるいは保護者の考え方、あるいは関係団体の皆様のご意見も含めながら、本区にふさわしいやり方を今後つくり上げていくということになりますので、どのようなパターンになるのか未定でございますけれども、これも一つのやり方と考えてございます。

以上です。

○田中委員 承知しました。非常に柔軟に検討いただけるということありがとうございます。

私の考えとしては、神戸市はいわゆる政令指定都市で人口が多いように見えて、実は海側の地域にほとんど人口がいて、山側の地域はかなりのどかな田舎になっているので、そういった近隣の学校との連携のしづらさというのも背景にあるかなと想像します。

また葛飾区は本当に地域性が豊かで、各学校にそれぞれ地域の人も、生徒たちもアイデンティティを感じているかなと思うので、そういった学校と部活動という、スキームが重なるというところも一つ、葛飾の区民にとっては大事なのかなと思いまして、その辺りも鑑みてご検討いただけすると幸いです。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等8を終わります。

続きまして、報告事項等9「(仮称)水元公園スケートボード広場整備 基本計画(素案)について」の説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは「(仮称)水元公園スケートボード広場整備 基本計画(素案)について」、ご説明申し上げます。

葛飾区スポーツ推進計画に掲げている「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、区民のニーズに応え、スポーツの裾野を広げるため、(仮称)水元公園スケートボード広場の整備に向けた検討を進めており、このたび整備における基本的な方針を取りまとめたため、報告させていただきます。

1、基本計画(素案)ですが、別添1ページ、概要版資料にて要点を説明させていただきます。

「計画策定の背景・目的」についてです。スケートボードは、オリンピック東京2020大会、パリ2024大会において、日本人選手が大きく活躍したことで、競技として注目を集めております。

本区においても、令和6年度に実施した第5回葛飾区区民モニターアンケート調査の結果において、機運の高まりとともに需要が増加傾向にあることがうかがえます。

その中、区内では現状「上千葉砂原公園」の一部を夕方の時間帯に練習場所としております

が、スケートボード専用の施設ではないことから、愛好者・競技者の需要を満たしているとは言えない状況でございます。

こうした状況を踏まえ、区民の需要の増加に応えるとともに、愛好者・競技者が安全かつ安心してスケートボードに取り組める専用施設の整備を進める必要があります。

整備に当たっては、愛好者・競技者だけでなく、初心者や家族など、年齢や経験を問わず多くの方が「体験してみたい」「利用してみたい」と思える魅力あるスケートボード施設になることを目指すとともに、大会やイベントも実施可能な施設とし、スケートボードの楽しさややりがいを発信していき、幅広い世代の関心が高められる施設を目指してまいります。

次に「対象地の概況」についてでございます。場所としては空中写真の対象地となり、水元公園内東金町運動場の多目的広場の東側の草地広場となります。敷地面積は約4,900平米でございます。

続いて2ページ目「アンケート調査結果」をご覧ください。

一般区民向け1,000人に無作為抽出して、315人から回答があった結果と愛好者・競技者向けに、近隣スケートボード場で100人から回答があった結果を併記しております。

まず「利用してみたいスケートボード広場」についての質問に対し、区民からは「初心者や家族連れ等、年齢・経験を問わず安心して利用できる広場」が最も多く支持されました。一方、愛好者や競技者からは「初心者～中級者向けのセクションが設置され、専門的な練習ができる広場」が最も多く挙げられました。これにより、初心者から上級者まで幅広い利用者数に利用者層に対応した施設になるよう検討していく必要がございます。また愛好者からは夜間利用に対する高い需要も示されました。

次に「(仮称)水元公園スケートボード広場の利用意向」の質問については、愛好者・競技者では半数程度の回答者が週1回以上の定期的な利用が示された一方、区民は「利用しない」と回答した方が多くなりました。大会や体験教室の実施などにより、魅力や楽しさを発信し、利用者層の拡大を図っていきます。

次に「整備してほしい施設やサービス」として、サービス面では、管理スタッフの配置や道具のレンタルなど、誰もが安全・安心に利用できる環境が、施設面では、トイレや自転車置き場などの利便性の向上を図る設備が求められております。

最後に「プロ選手のパフォーマンス観覧の意向」については、区民、愛好者・競技者共に観覧に高い関心を持っております。プロの選手のパフォーマンスが観覧できる機会を設け、競技の魅力を発信できる施設となるよう整備してまいります。

以上のアンケート結果を踏まえた基本的な考え方は、以下のとおりでございます。

①「年齢や経験等を問わず幅広い利用者層に対応した施設」として、初心者から上級者まで、スケートボードを中心にインラインスケートやBMXでの利用も可能な施設といたします。

②「次世代の育成とスケートボード文化の振興」として、初心者向けにヘルメットやプロテクター等のレンタルを行い、競技に触れるきっかけとなる施設とするほか、区民などが参加できる大会やプロ選手のパフォーマンスを楽しめる施設といたします。また、葛飾ならではの施設として設計するほか、音響設備を配備し、BGMを流すなど「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現いたします。

③「安全・安心な環境の構築」として、管理スタッフの配置をして、定期的なマナー啓発や競技に関する指導・助言を行ってまいります。

④「大規模災害時の対応」として、水元公園が「大規模救出救助活動拠点」であることを踏まえ、発災時には関係機関と連携し、災害対応スペースとして効果的に活用いたします。

3ページ目「整備計画」をご覧ください。

先ほどご説明した基本的な考え方に基づいて、管理棟やトイレなどの管理ゾーン、滑走エリアには平坦な周回コースの回遊ゾーンを設置して、その内側にアクティブゾーン、パフォーマンスゾーン、フラットゾーンを配置して、レベルに応じた利用ができる施設として計画しております。

整備の概要については記載のとおりでございます。

続きまして、基本計画の素案をご覧ください。

ページをめくっていただいて、2ページ目以降に葛飾区基本計画などの本区の関連計画を掲載させていただきました。

5ページ目以降に東京都の計画などを記載させていただきました。東京都の整備条件を満たす場所としては、6ページ目の表に記載のとおり、当該土地も候補地として示されております。

7ページ目は、東京都の整備条件等を踏まえて整備計画地の選定理由を記載させていただきました。大会やイベントなどの実施が可能な広い面積が確保できることも理由となっております。

11ページ目以降が都内及び近隣区・市内におけるスケートボード施設などの整備状況でございます。

12ページ目には、本区のスケートボード場の整備状況を掲載しており「上千葉砂原公園」及び令和8年4月開設予定の「小菅西公園運動場（スケートボード場）」についても掲載しております。なお、運営時間や利用金額については予定として掲載させていただいております。

16ページ目以降にアンケート調査や交通量、騒音調査の結果を掲載させていただきました。最初の資料にお戻りください。2番「整備に向けた東京都建設局との検討状況について」です。

令和9年度の整備工事の着手に向けて、現在、整備内容や施設の設置許可取得に関わる協議を進めており、令和8年度に都市公園法に基づく本施設の設置許可申請等の手続を行う予定で

ございます。

3番「今後のスケジュール」ですが、令和8年2月に本基本計画を策定し、令和8年6月から令和9年7月までに基本設計・実施設計を行い、令和9年10月から令和11年1月の間に整備工事を行う予定でございます。

なお、整備工事と並行して、令和10年4月から開設準備を行い、完了後、令和10年度中に速やかに供用を開始する予定でございます。

なお、基本設計・実施設計における検討の結果、工事期間が変更となる場合がございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長　ただいまの報告についてご質問等がございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等9を終わります。

以上で、予定していた本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか、委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

久保委員。

○久保委員　11月15日からデフリンピックが開会いたしまして、連日一般紙でも報道されております。

本区としても、デフリンピックに向けて、聞こえないことへの理解が進むようにいろいろPR、啓発活動を行ってきた流れもありますし、東京都としても様々な、主催する側としての配慮をしていただいて、いよいよ開会となりました。日本で初めての開催ということで、このような機会は大変に貴重であると思っております。

そこで学校として競技の見学が行われているのかどうか、現状どうなっているか分からぬので、教えていただければと思います。

○教育長　いかがでしょうか。

教育指導課長。

○教育指導課長　デフリンピックが開催されておりますけれども、学校としての会場視察また競技の見学というのは、今のところ考えておりません。ただ、校長の講話等で、しっかりデフリンピックについて、またそういったことについてしっかりお話をするようには指導しておりますので、そういったところでございます。

○教育長　補足として、今年の2月から3月ごろに学校に希望調査をしており、希望する学校は無料で見学できるようになっていたかと思うのですけれども、学校からの希望はなかったということでおいいですか。

教育指導課長。

○教育指導課長　昨年度に何校から希望があったというところで、後ほど報告させていただ

きます。

○久保委員 たまたま、難聴学級がある青戸小学校に、偶然にもこのデフリンピック開会中に見学させていただく機会を頂きました。昨日行ってまいりましたら、校長先生が「実は行つきました」という話を聞いたので、「そうでしたか」ということで話が弾んだものですから、ほかの学校での現状も教えていただければと思って聞いたような次第です。

結局、聞こえないという障害は目に見えないものですから、様々、大人もそうですけれども、特に子どもたちは遊んでいるときにも、後ろから声をかけたりしても聞こえないことで、無視したと、自分が遊ぼうと声をかけたのに声をかけられた子どもが無視したということで、そこからいじめに遭ったという経験も幾つか今まで聞いてまいりました。

そこで、せっかくこのような、聞こえないまたは聞こえにくい選手が、世界から日本に集まって一堂に会しての世界大会が初めて開催されたという貴重な機会ですので、ぜひこのような環境に子どもたちが経験するということは、他者への理解や気づきの機会になる非常に大事なチャンスかなと考えております。

ぜひ学校現場から発信していただきて、今教育長のお話もありましたように、希望があつたら学校で対応するようにとお声をかけていただいていたということもありましたので、まだ開催している最中でもございますので、別に学校単位という大きな単位ではなくても、保護者にお声をかけていただいたり、子どもたちに声をかけていただいたり、また家庭でニュースを見たときにも、そういう人たちの活躍という機会を広く認知していただく機会になればと考えております。その辺は教育委員会として大きく発信するような動きがあれば教えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 デフリンピックの開催については「広報かつしか」で、11月15日から始まるというところで区民に広く周知させていただきました。区のスポーツに関わるスポーツ推進員の中には、ボランティアで関わる方、また先週、東京武道館で柔道の競技をみんなで見に行ったという報告も受けております。

以上でございます

○久保委員 ありがとうございます。11月26日まで、つまり来週までこの連休も含めてやつておりますし、予約なし、無料でということで、誰でも行くことができます。また、結構お仕事で、デフリンピックの開会式の運営を会社として担つたみたいな大人の方のお話も聞きましたので、ぜひ、この教育委員会がこのような機会の発信に皆さんになっていただくことを大いに期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 先ほどの件ですけれども、小学校2校が見学に行っておりますので、よろし

くお願いします。

○久保委員 ありがとうございました。

○教育長 こうした機会を、いろいろな学びに活用するということはとても大事だと思うので、デフリンピックに限らず、いろいろなイベントの参加について働きかけていきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和7年教育委員会第12回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時53分